

### 指定管理者制度の概要と市の対応

地方自治法の改正により、「公の施設」の管理運営の方式として指定管理者制度が導入され、市ではこの制度導入の準備を進めています。

制度の概要「公の施設」とは、市民が利用するために市が設置する施設です。従来は公共的団体、市の出資法人等に委託先が限定されていましたが、指定管理者制度では、民間事業者やNPOなども「公の施設」の管理者になることができます。

【指定管理者制度の要旨】指定により施設管理を委任する制度

管理者は法人その他の団体 管理期間は基本的に複数年 「公の施設」の使用許可処分等を行うことが可能

指定の手続、管理の基準、業務の範囲等については条例で規定 指定に当たっては事前に議

会の議決が必要

制度の目的 指定管理者制度は、公の施設の管理者の範囲を民間事業者等まで広げることにより、住民サービスの向上、行政コストの削減等を図る目的で創設されたものです。原則的に指定管理者の選定に競争原理が働く上、民間経営の発想やノウハウが活かされることで、住民サービスの向上と行政コストの削減等を達成できるものと期待されています。

市の対応 市では、保谷こもれびホール、スポーツ施設、アスタ市営駐車場、市民交流施設(地区会館、コミュニティセンター)について、指定管理者制度を導入する条例の制定または改正をしました。これらの施設については、平成18年4月の指定管理者制度の導入を目指して、運用面における詳細な検討を行っています。

指定管理者制度の趣旨・目的を生かし、「公の施設」において多様なニーズに対応した良質なサービスを市民の皆さんに提供できるよう努めます。両庁舎1階情報公開コーナーと市ホームページに、本制度に関する資料があります。企画課(☎☎内線111)

### 市の公共施設の吹付けアスベスト(石綿)使用状況について

アスベスト(石綿)による健康被害が重大な社会問題になっていますが、市では、公共施設の吹付けアスベストの使用状況について、平成16年3月までに調査を実施しました。この結果、下記の9施設でアスベストを使用していることを確認しました。

これらの施設については同時に空気中の浮遊石綿濃度も測定し、その測定値が大気汚染防止法施行規則の基準値(アスベストを取り扱う工場などの敷地境界線における基準)を大きく下回っているこ

と、屋内と屋外の濃度にはほとんど差がないこと、また、各施設の吹付けアスベストの状態が安定していることを確認しました。今後、使用が確認された9施設については、5年(学校は3年)以内に除去等を行うこととし、今年度は、部分損傷が見られた東伏見小学校を実施しています。さらに、これらの施設については、除去等の措置を講じるまでの間は、定期的に調査を行い状況の監視を行います。使用が確認された施設 保

谷庁舎・住吉福祉会館・新町福祉会館・東伏見小学校・柳沢小学校・保谷中学校・田無第二中学校・田無第四中学校・菅平少年自然の家 詳しい内容は、両庁舎1階情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。現在、解体工事が行われている青風中学校の校舎・体育館は、事前調査を行い、アスベストが無かったことを確認したうえで解体の作業を行っています。問合せ 小・中学校:教育庶務課、その他の施設:建築営繕課 建築営繕課(☎☎内線127)、教育庶務課(☎☎内線2614) 企画課(☎☎内線115)

### 変わる介護保険

介護保険法の一部が改正されました

「介護保険制度」は、介護の必要高齢者を社会全体で支えるという考えのもと、心身の機能を維持・改善することを目的に平成12年にスタートしました。「介護が必要だ」と思った時に、市役所や在宅介護支援センターに申請すると、心身の状態によって「要支援」または「要介護1~5」の6段階のいずれかの認定を受け、その状態に応じたサービスを利用できる仕組みです。制度の導入以降、介護サービス事業者の参入が進み、利用者が大幅に増加するなど、制度全体としてはおおむね順調に推移しています。

しかし、比較的状态の軽い「要支援」や「要介護1」の方の中に、身体状況の回復が遅れたり、効果的な介護サービスの利用につながっていない場合がみられました。そこで、本人の能力を十分に生かした介護サービスを提供していくことや、増え続ける介護需要に対応し制度を維持していくために、適切なサービス提供と負担のバランスについて見直す必要が出てきました。この度、介護保険法の一部が改正され、平成18年4月(一部今年10月)から新しい介護保険制度がスタートします。今回の改正により介護保険制度がどのように変わるのか、テーマを分けて毎月15日号に掲載していきます。介護保険課(☎☎内線235)

### 男女平等参画推進フォーラム 参加団体・グループと 実行委員を募集します

男女平等参画推進フォーラムを2月に開催します。今年度は趣向を変え、ワークショップ(市民持ち込み企画)形式で実施します。

と、実行委員が企画する講演会と映画会を予定しています。来場者が自由に参加できる企画や運営をしてみませんか。

### 西東京市振興基金の活用状況

西東京市振興基金は、市民の連帯の強化と地域振興を図ることを目的に設置したもので、毎年度テーマを設定し、効果的な活用を図っています。平成16年度は、「地域振興を目的としたコミュニティ活動」と、「商店街の活性化対策」をテーマとし、「NPO企画提案(協働推進)事業」と「商店街スタンプリリー事業」の2事業に、約300万円の基金を充当しました。今年度は、「NPO企画提案(協働推進)事業」、「姉妹都市・友好都市スポーツ交流事業」、「西東京いこいの森公園関連事業」を予定しています。企画課(☎☎内線115)



### 一時保育事業の利用について

保護者の就労、社会活動への参加、育児疲れのリフレッシュ、疾病等さまざまな理由で、保育に欠ける状態になったとき、一時的に保育園で児童をお預りします。利用にあたっては、登録が必要です。対象 市内に在住し満1歳から就学前の児童で次のいずれかに該当する方

- 保護者の短時間・断続的勤務、職業訓練・就学等により、家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
- 保護者の疾病、災害・事故
- 保護者の看顧・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
- 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童

要となる児童 障害のある小学校4年生までの児童で、の各号に該当する場合は、午後の時間において一時的に保育を行います(西原保育園のみ)。

実施場所・定員 西原保育園・10人以内

ほつやちよう保育園・6人以内

しもほつや保育園・6人以内

利用方法 田無庁舎1階保育課、西原保育園、ほつやちよう保育園、しもほつや保育園にある一時保育利用登録申請書にて登録をしてください。登録受付後、一時保育利用登録通知書を送付します。一時保育を利用する場合は、登録承認後、一時保育実施保

予約方法 利用日の属する月の前月の1日午前10時から各保育園に直接電話で申し込んでください(1日が土・日曜日の場合は、その月の最初の保育園の開所日が受付日となります)。

利用日数・保育時間 利用日数:週3日以内(それぞれ保育園を利用する場合でも併せて3日以内)。保育時間:月々金曜日の午前8時30分~午後5時

利用料金 4時間以内:千200円 4時間超過:2千400円

昼食・おやつ代 昼食:1回利用につき200円 おやつ:1回利用につき150円

問合せ 保育課、西原保育園(☎61・9063)、ほつやちよう保育園(☎65・1380)、しもほつや保育園(☎21・6468) 保育課(☎☎内線131)

### ペットボトルのラベルははがして出すの? ごみの資源化・減量にご協力を!

平成9年4月から「容器包装リサイクル法」が施行され、ペットボトルの分別収集が始まりました。市が回収したペットボトルは、中間処理施設「柳葉園組合」に搬入され、選別・圧縮・こん包の後、再商品化処理施設へ運搬されます。

再生ペット樹脂から再生ポリエステル繊維を作る際、材質の異なったボトルが2万本に1本以上混じっていると、糸を引くことができず、また、排出する際、よく洗浄されていないと糖分や塩分が付着して、再商品化の処理工程で電気、水など余分に消費することになります。

そのため、環境に負荷を与えないという側面からも、ペットボトルを捨てる場合は、キャップを取り除く(キャップは不燃ごみへ) ラベルをはがす(ラベルは不燃ごみへ) 中身を空にして水洗いする(水の4項目のご協力をお願いします)。



ごみ減量推進課(☎☎内線2221)